

岡山市競争入札参加資格審査

【令和6年】市内業者に準じた取扱い申請書提出要項

岡山市競争入札参加資格について、市内業者に準じた取扱い（以下「市内扱い」という。）を希望する場合は、次のとおり申請書を提出してください。

※市内扱いの希望がない場合は、申請書の提出は不要です。

対 象：「建設工事」を除く部門（以下：「対象部門」という。）の準市内業者

1 取扱基準

対象部門のいずれかに登載（対象部門に入札参加資格審査申請中の場合を含む。）されている準市内業者で、次の①から③までの全てを満たすことが確認できること。

- ① 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であること。
- ② 岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業者数が10人以上であること。
- ③ 岡山市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

2 申請方法及び申請期間

有資格者名簿への登載状態等	申請方法	申請期間
・既に対象部門の有資格者名簿に登載されている場合 ※未更新により有資格者名簿から削除されている場合で、更新期限月の翌月から起算して10月目までの方のうち、更新申請により資格の再取得を行う方を含む。	郵送 (簡易書留)	令和6年5月20日(月)
・対象部門への新規申請を令和6年5月にする場合		令和6年6月20日(木) (必着)
・対象部門への新規申請を令和6年8月、令和6年11月、令和7年2月にする場合 ※他の対象部門の有資格者名簿に登載されている方は対象外。		新規申請書類に添付

(ただし、申請期間は、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。)

※上記申請期間以外の申請は一切受け付けません。申請期間内に届くように郵送してください。

※封筒の表面に「市内扱い申請書」在中と朱書きしてください。

※受付票等の返送は行いませんので、予めご了承ください。

3 申請書送付先・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

〔担当〕 管理係 電話 086-803-1194 (直通) FAX 086-803-1736

4 申請の結果について

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、市内扱いに認められた者は各部門の有資格者名簿の市内外区分に反映します。

なお、岡山市ホームページの有資格者名簿への掲載（適用日に掲載）をもって結果の通知といたしますので、ご確認ください。

岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

〔有資格者名簿の掲載場所〕

トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 > 業者情報 > 業者検索

5 適用日等

令和6年7月1日から適用（令和7年6月30日まで）

※ただし、令和6年7月1日時点で有資格者名簿に登載されていない方は、有資格者名簿登載時から適用になります。

6 提出書類

以下の①～④の書類をすべてそろえて提出してください。

No.	提出書類	摘要
①	市内業者に準じた取扱い申請書	原本 ・ 指定様式「市内業者に準じた取扱い申請書」に必要事項を記入。 (押印不要)
②	法人市民税の確定申告書	写し ・ 直前に岡山市へ申告したもの。 ただし、申請時点で次期の申告期限を超過しているものは除く。 ・ 申告書下部「分割基準」内の「 <u>当該市町村分の従業者数</u> 」に記入のあるもの。 ※ 予定申告、修正申告に係る申告書は除きます。 ※ 受付印が押印されたものの写しを提出してください。 ※ 電子申告を行っている場合は、申告書の控え（第二十号様式）を印刷したものに、 <u>受付完了通知</u> （申告した際に返信された原本で、加工等していないもの）を添付して提出してください。消失等により通知が出せない場合は、申告書の控えに岡山市課税管理課で受付印の押印を受けて提出してください。
③	令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	写し ・ 岡山市が書面で通知したもの。 ・ 「課税人員」及び「特別徴収義務者名」が確認できる部分。 ※ 従業者の個人情報に係る部分は不要です。個人情報を隠す場合は、印字部分を黒塗り等で見えなくし、外枠は残した状態で、写しを取って提出してください。ただし、通知書の右下に記載されている「 <u>特別徴収義務者名</u> 」の表示は <u>確認のため必要</u> です。コピーを取る際に、右下の名前が切れないように注意してください。 (個人情報部分のみを消し、折る等の加工はせず、1枚に収まるように縮小してコピーしてください。) ※ 次のいずれかに該当する場合は、別途申出書を提出していただく必要がありますので、 <u>令和6年5月20日(月)以降に必ず契約課までご連絡</u> ください。 ①電子申告を行った場合で書面による通知の写しが出せない場合 ②変更通知書の写しを提出する場合
④	登録営業所報告カード①～③	原本 ・ 指定様式「登録営業所報告カード①～③」に記入。 ※ 様式③の写真について、 ・ 「営業所外観写真」は建物全景と、看板および営業所の入り口など、営業所の所在が正しく確認できるもの (1枚に収まらない場合は複数枚に分けて添付してください。) ・ 「営業所内部の写真」は契約事務を行う執務室全体の様子が確認できるものを添付してください。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

※対象部門における市内業者等の区分について

市内業者 …… 岡山市内に本社、本店等の主たる営業所を有する者。

準市内業者 …… 市内業者以外の者で、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等（契約締結先）を岡山市内に有する者。

市外業者 …… 市内業者及び準市内業者以外の者。

7 注意事項

- 申請書は楷書で明瞭に記載してください。（消せるボールペンの使用や、修正液等による訂正は不可）
- 書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- 申請書に記載した岡山市内営業所の従業者数が、法人市民税の確定申告したものと異なることが発覚した場合は、市内扱いは認められない場合があります。（既に適用されている場合は、市内扱いの取消しになる場合があります。）
また、虚偽記載として、岡山市指名停止基準に基づき指名停止になる場合があります。
- 登録営業所報告カードに基づいて、契約課の職員が訪問調査を行うことがあります。
また、調査内容により市内扱いを認められない場合があります。
- 市内扱いが認められても、入札（見積）ごとに定める参加要件又は指名基準等によっては入札（見積）に参加できない場合もあります。
- 「令和6年度給与所得等市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」について、給与支払事務を他へ委託し、「特別徴収義務者」が申請者と異なる場合は、給与支払事務の委託契約書の写し、従業者別に当該会社等に雇用されていることがわかる書類等が別に必要になります。